

奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十九号

奈良県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県立自然公園条例施行規則（昭和四十二年三月奈良県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第十九号中「又は」を「若しくは」に、「を既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わない）」を「（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められる）」に改め、同条第二十号を次のように改める。

二十 既存の電線等に附帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

第十五条第二十二号を削り、同条第二十一号中「及び」を「又は」に改め、「通信ケーブル」の下に「並びに引込みに要する設備」を加え、同号を同条第二十二号とし、同条第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

第十五条第二十三号を削り、同条第二十四号中「又は農作物」を「農作物、森林又は生態系」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第二十五号中「防除」の下に「又は保安」を加え、同号を同条第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

第十五条第三十一号から第三十三号までを削り、同条第三十号中「又は電線路の維持」を削り、同号を同条第三十三号とし、同条第二十九号を同条第三十二号とし、同条第二十八号を同条第三十一号とし、同条第二十七号を同条第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十九 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが五十センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

三十 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが三メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

第十五条第二十六号を同条第二十七号とし、同条第二十五号の次に次の一号を加える。
二十六 地方公共団体が、公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第十五条第三十四号から第三十七号までを次のように改める。

三十四 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

三十五 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

三十六 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。

三十七 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第十五条中第四十四号から第四十七号までを削り、第四十三号を第四十七号とし、第三十八号から第四十二号までを四号ずつ繰り下げ、第三十七号の次に次の四号を加える。

三十八 条例第十七条第三項第十号の規定により知事が指定するもの（以下「採取等規制植物」という。）の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

三十九 宅地の木竹を損傷すること（条例第十七条第三項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）。

四十 自家用のために木竹を損傷すること。

四十一 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十五条第六十二号及び第六十三号を削り、同条第六十一号中「の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「又は野生動植物の保護管理」に改め、同号を同条第六十三号とし、同条第五十号から第六十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第四十九号を削り、同条第四十八号を同条第五十一号とし、同条第四十七号の次に次の三号を加える。

四十八 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

四十九 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

五十 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十五条第七十三号中「ある植物で、条例第十七条第三項第十号の規定により知事が指定するもの」を「おいて採取等規制植物」に改め、同条第七十四号から第七十七号までを次のように改める。

七十四 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

七十五 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

七十六 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

七十七 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

第十五条第八十四号を次のように改める。

八十四 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十五条中第八十五号から第九十二号までを削り、第九十三号を第八十五号とし、第九十四号を第八十六号とし、第九十五号を第八十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第十五条中第九十六号から第九十八号までを削り、第九十九号を第八十九号とし、第百号から第百十二号までを十号ずつ繰り上げ、第百十三号を削り、第百十四号を第百三号とし、第百十五号から第百二十七号までを十一号ずつ繰り上げ、第百十六号の次に次の八号を加える。

百十七 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百十八 奈良県希少野生動植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第

五十号)第十五条第一項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百十九 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百二十 奈良県希少野生動植物の保護に関する条例第三十三条第一項に規定する認定保護管理事業等の実施のために必要な行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百二十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百二十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百二十三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百二十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。

第十五条中第二百二十八号を第二百五号とし、第二百十九号を第二百二十六号とする。

第十八条第一号中「第二十五号」を「第二十六号」に、「第五十四号」を「第五十六号」に、「第一百一号又は第一百二号」を「第九十一号、第九十二号又は第一百十七号から第一百二十四号まで」に改め、同条中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 地表からメートル以下の高さで、広告物等(表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。)を設置すること(同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。)

第十八条に次の一号を加える。

十六 前条に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後に おいて同条に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む)。

）以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

附 則

この規則は、公布の日から施行する。